

発委第1号

令和8年9月17日

四万十町議会議長 緒方 正綱 様

提出者 四万十町議会運営委員会
委員長 味元 和義



四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第3項の規定により提出
します。

四万十町条例第 号

四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例

四万十町議会委員会条例（平成18年四万十町条例第192号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務常任委員会 8人以内」を「総務教育民生常任委員会 7人以内」に改め、同号コ中「カまで」を「コまで」に改め、同号中コをセとし、ケをスとし、クをシとし、キをサとし、カの次に次のように加える。

キ 教育委員会に関する事務

ク 町民課に関する事務

ケ 健康福祉課に関する事務

コ 高齢者支援課に関する事務

第2条第2号を削り、同条第3号中「8人以内」を「7人以内」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「8人以内」を「7人以内」に改め、同号を同条第3号とする。

第5条第2項中「7人」を「6人」に改める。

第7条第2項中「8人」を「7人」に改める。

第8条第2項中「2つ」を「少なくとも一」に改める。

附 則

この条例は、令和9年2月11日から施行する。

〔提出理由〕

本町議会においては、議員の任期が令和9年2月10日に満了することに伴い、次期一般選挙から議員定数を現行の16人から14人に改めることとしており、令和6年12月定例会において関係条例の改正を行ったところである。

これを踏まえ、改選後の議員定数に即した、より効率的かつ機動的な委員会運営を図るため、常任委員会の設置数を現行の4委員会から3委員会に見直すとともに、各常任委員会、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数を、それぞれ現行の8名から7名に改めるものである。

四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例
四万十町議会委員会条例（平成 18 年条例第 192 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務教育民生常任委員会 7 人以内 ア～カ (略) キ 教育委員会に関する事務 ク 町民課に関する事務 ケ 健康福祉課に関する事務 コ 高齢者支援課に関する事務 サ (略) シ (略) ス (略) セ 大正地域振興局及び十和地域振興局の所管に関する事項のうちアからコまでに掲げる課の所管に該当する事項 (2) 産業建設常任委員会 7 人以内 ア～カ (略)	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務常任委員会 8 人以内 ア～カ (略) キ (略) ク (略) ケ (略) コ 大正地域振興局及び十和地域振興局の所管に関する事項のうちアからカまでに掲げる課の所管に該当する事項 (2) 教育民生常任委員会 8 人以内 ア 教育委員会に関する事務 イ 町民課に関する事務 ウ 健康福祉課に関する事務 エ 高齢者支援課に関する事務 オ 大正地域振興局及び十和地域振興局の所管に関する事項のうちアからエまでに掲げる課の所管に該当する事項 (3) 産業建設常任委員会 8 人以内 ア～カ (略)

(3) 広報広聴常任委員会 <u>7</u>人以内 ア～エ (略) (議会運営委員会の設置) 第5条 (略) 2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>6</u>人とする。 3 (略) (資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置) 第7条 (略) 2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、<u>7</u>人とする。 (委員の選任) 第8条 (略) 2 議員は、<u>少なくとも1</u>の常任委員となるものとする。 3～5 (略)	(4) 広報広聴常任委員会 <u>8</u>人以内 ア～エ (略) (議会運営委員会の設置) 第5条 (略) 2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>7</u>人とする。 3 (略) (資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置) 第7条 (略) 2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、<u>8</u>人とする。 (委員の選任) 第8条 (略) 2 議員は、<u>2</u>つの常任委員となるものとする。 3～5 (略)
---	---